

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

知的財産戦略本部 知的創造サイクル専門調査会への提案事項（意見）

2005年11月16日

民間研究団体 知的財産国家戦略フォーラム
（代表 成蹊大学教授 安念 潤司）

民間研究団体、知的財産国家戦略フォーラムは標記につき、下記のとおり意見を表明する。

記

<総論> さらに知財改革のスピードをあげ、知財立国を実現すべきである

2002年2月に開始された日本の知財改革に刺激されて、アメリカの特許法改正の動きや中国の知的財産会議の動きが激しくなっている。日本政府は、これまでの実績に満足することなく、知識時代に知財制度を適合させる改革をさらにスピードを上げて実行し、早期に知財立国を実現すべきである。

<各論>

意見1：審査請求制度を廃止すべきである

大量出願、権利を取らない技術情報の垂れ流しの温床となっている審査請求制度を廃止すべきである。技術情報の開示によって諸外国・地域に技術情報が流出しており国家的な損失になっている。審査請求制度撤廃について、出願人に協力を要請すべきである。出願人にとっても経費節減、技術情報の保護というメリットが生じる施策となる。

意見2：審査期間短縮のため、優秀な審査官・審判官退職者を審査調査員・審判調査員にしているが、これを正規の審査官・審判官として再雇用すべきである

現在、退職した審査官・審判官に、拒絶査定や審決の下書き作業を行う調査官として雇用している。しかし退職前は一人前の職責を果たしていた者であるから、現役の審査官・審判官がチェックする手間を省くため、正式に審査官・審判官として一年更新で再雇用すべきである。団塊の世代の退職時期を迎え、審査官・審判官の減員を防止できるのではないか。

意見3：特許庁とIPCCの検索外注業務を見直すべきである

数年前と比較して、審査に關与する人員は2倍、予算は数倍になっているが、審査件数は約20～22万件と横ばいで推移している。これは大問題である。IPCCのサーチャーは審査官とほぼ同数であるから、審査に關与する者が2倍に増えれば、審査件数も40万件となるのが普通である。さらに、検索外注の予算も数倍に肥大化している。技術が高度化・複雑化・複合化していることを考慮しても、大きな問題が内在していると考えざるを得ない。特許庁の業務も含め、行政評価を行うべきである。審査件数が30万件になれば、滞貨問題は大きく改善するのではないか。

特に、IPCCは、退職間際の技術者だけでなく、若い技術者を採用して教育投資の回収期間を長期化することが必要ではないか。現在は一人前のサーチャーとなった頃に退職時期を迎えるという構造的な欠陥を有している。特許庁は審査官にサーチャーの教育をさせているが、この教育コストが回収できないために審査件数が増加できないのではないか。また、対話式というサーチャーと審査官の二重の審査方法は妥当な審査手法であるのか。特許庁とIPCCは、多額のコストに対する効果が得られない理由を早急に分析して発表し、改善するべきである。

意見4：特許庁の検索ツールをマージナルコストで国民に提供すべきである

特許庁からの情報公開度が低ければ低いほど、国民は特許出願せざるを得なくなる。情報の非対称を改善するため、特許庁の検索ツールをマージナルコストで提供すべきである。商用データベースはこれを上回るサービスで、顧客獲得競争を行うべきである。

近年、検索精度が落ちているという意見もある。理由のひとつとして、特許庁の検索システムは国際特許分類第4版をベースにした部分が多いため、新しい技術に追いついていない分野が増えているからではないか。特許庁は既存の検索データを全て商用データベース会社に提供し、高度化した検索ツールの開発を誘発する施策を取るべきである。

意見5：中小・ベンチャー企業の駆け込み寺を設けるべきである

相変わらず、大企業に営業秘密を盗まれたり、事実上特許を侵害されたり、不公平な取引を強要される中小企業は多数ある。政府は経済界と協力して、中小企業の駆け込み寺を実現するべきである。企業のトップは知らず、知財部長レベルで引き起こしている事件も多く見られるが、こうしたケースを放置することは、企業自身のコンプライアンス問題でもある。早急に中小企業の知財駆け込み寺を設けるべきである。

意見 6：中小・ベンチャー企業の知財保護立法を行うべきである

中小企業やベンチャー企業の育成の成否が、これからの日本経済を担うことは議論の余地がない。政府が子供の養育を支援するのと同様、中小・ベンチャー企業の育成を支援する必要がある。

特に、大企業が中小・ベンチャー企業の知的財産権を実質的に侵害しているケースが多い。また侵害訴訟で中小・ベンチャー企業が勝訴しても損害に見合う十分な賠償を受けられないケースもある。中小企業と大企業とでは情報の質と量、資金力、交渉力などで比較にならないほど大きな格差がある。

こうした実情を踏まえて、侵害訴訟での中小・ベンチャー企業の負担を軽くするため、立証責任の転換や証拠開示制度、片面的敗訴者負担制度などを設けるべきである。大企業が侵害者である場合に適用される新たな賠償額の算定制度を設けるべきである。

これらを総合的に行うために、中小・ベンチャー企業の知財保護立法を行うべきである。

意見 7：優先調達のための制度を整備するべきである

優れた技術を持っている製品やサービスであっても、自治体などでは慣例や既得権などによって速やかに採用できない仕組みになっていることが多い。特に大企業の既得権によって中小・ベンチャー企業の新規採用が難しく、必ずしも優れた技術を持つ製品が採用されるとは限らない。公共調達の中の一定の予算枠を優れた技術をもつ製品に割り当てるべきである。環境調達と同様の考え方である。

また、中小・ベンチャー企業が開発した技術やサービスを活用すれば、地域産業の活性化に結びつくことが多い。

意見 8：新無効審判を廃止し、異議申立を復活するべきである

特許庁は権利設定業務に集中するべきである。紛争当事者間の問題である無効審判事件は、全て裁判所に審理を委譲するべきである。欧州が有しており、米国が採用を検討している異議申立制度を日本は復活するべきである。

意見 9：医師の特許侵害免責規定を導入し、医療方法特許を認めるべきである

現行法では医師の医行為も特許侵害訴訟の対象となる。このような由々しき事態は早く解消するべきである。その一方で民間企業の投資を促すために、医療方法特許を広く認めるべきである。検討の再開が必要である。

意見 10：国立大学法人の契約料等の弾力化を支持すべきである

国立大学法人の自主的な運営が行いやすいように、ベンチャー企業や中小企業の実態に応じたライセンス料、研究着手料、TLO会費等の設定を行いやすくするために、政府は国立大学法人の契約料等の弾力化を支持するため、連携ガイドラインを作成し、公表して、契約の多様化を推進することが必要である。

意見 11：政府は、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持を禁止するために法整備を行うべきである

個人輸入という名目で模倣品・海賊版が輸入されている状態を放置することは妥当ではない。買う人がいるから売の人がいる。買う人を減らす政策が必要である。まずは、模倣品は悪であるという政府の見解を明確にするため、個人所持・個人輸入を禁止すべきである。

意見 12：情報開示制度における営業秘密の保護の確保のために法整備をするべきである

政府は、MSDS制度等の情報開示制度により流出してしまう恐れのある企業の営業秘密を保護するため、制度整備をするべきである。

情報公開法により政府機関内の企業の営業秘密は保護されていることになっているが、多くの営業秘密が政府文書から漏れている。公務員は政府機関の秘密を保護するインセンティブは高いが、企業の営業秘密を積極的に保護するインセンティブは低い。国家公務員法第百条をみても、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」とされているが、役所の机上に秘密文書を放置するなどの管理ミス行為がこの規定に直ちに該当するとも考えにくい。そして、違反しても「一年以下の懲役又は三万円以下の罰金」では、不正競争防止法の刑事罰（懲役3年以下、課金（自然人）500万円以下、課金（法人）1億5千万円以下）とバランスが取れない。企業にとって、営業秘密は企業の存亡にかかる場合も多く、政府機関にしっかり秘密保持をして欲しいと期待している。

そこで、政府機関と公務員のインセンティブを高めるため、企業の営業秘密を漏らした機関と公務員に対する罰則規定を不正競争防止法並みとし、国家公務員法などに明示するべきである。